仙台市博物館条例の一部改正について

1 改正の理由

博物館法施行規則の改正に伴い、仙台市博物館条例に生じる条ずれの規定整備のため改正を 行う。

2 新旧対照表

○ 仙台市博物館条例 (昭和六○年一二月一九日 仙台市条例第二九号)

現行	改正後(案)
(博物館協議会) 第十条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三条第一項の規定に基づき、博物館に仙台市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2 協議会の委員の任命の基準は、博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)第十八条に規定する基準とする。 3 協議会の委員の定数は、十人とする。 4 協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(博物館協議会) 第十条 (略) 2 協議会の委員の任命の基準は、博物館法 施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号) 第二十二条に規定する基準とする。 3、4 (略)

(施行予定日:公布の日)

※参考:博物館法施行規則第22条

(博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準) 第22条 法第25条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、 家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する こととする。